

○環境省令第 号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第八条第一項の規定に基づき、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

令和七年 月 日

環境大臣 伊藤 信太郎

（案）

廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（物の製造、加工又は販売の事業を行う者の再生部品又は再生資源に対する需要の把握並びに当該需要に応じた質及び量の再生部品又は再生資源の供給に関する事項）

第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判

(案)

断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。

2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、再生部品又は再生資源に対する需要又は供給先の情報を収集するものとする。

3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、当該廃棄物処分業者が使用する廃棄物処理施設の処理能力から生産が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。

(再資源化の生産性の向上のための技術の向上に関する事項)

第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術を参照し、技術的又は経済的に可能な範囲で、その所有する廃棄物処理施設に当該技術を有する設備を導入するよう努めるものとする。

(再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量を削減するための当該実施に用いられる廃棄物処理施設における設備の改良又はその運用の改善に関する事項)

第四条 廃棄物処分業者は、その保有する廃棄物処理施設について、設備の入れ替えを行うに当たっては、導入しようとする設備の性能及び生活環境の保全のための機能がその導入前のものを下回る

(案)

ことがないよう留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。

2 廃棄物処分業者は、経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。

3 廃棄物処分業者は、その保有する廃棄物処理施設における設備の運用について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど当該設備のエネルギー消費効率を維持するための措置を講ずるものとする。

(処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項)

第五条 廃棄物処分業者は、自らの処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。

2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的又は経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。

3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資

(案)

源の量の安定化を図るための措置並びに継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。

(その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項)

- 第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性、法令遵守等に関する研修を実施するものとする。
- 2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。
- 3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況を公表し、及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。

附 則

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年二月一日）から施行する。